

新型コロナウイルス感染防止に関する学園ガイドライン (V7.0) 【抜粋】

1. 体調がすぐれない、体調に不安がある場合の対応

- (1) 新潟市及び厚生労働省から公表されている内容に自分の状態を照らし合わせて対応する。

別紙 1：新潟市（新型コロナウイルス感染症について）

別紙 2：厚生労働省（新型コロナウイルス感染症についての相談・受診の目安）

～ 省略 ～

- (2) フォーラム情報アカデミー専門学校
 学生の感染防止対応は、教務部で運用ガイドラインを検討・作成し学校長が決定する。
 「新型コロナウイルス感染要注意地域」（別表 1）については、特に条件を設け徹底する。
 運用ガイドラインは学生に公開及び説明し、常に確認できるよう各教室に掲示する。

- (3) 障がい者就労移行支援事業所「らぼらほ」
 通所者の感染防止対策は、事業所で運用ガイドラインを検討・作成し事業所長が決定する。
 運用ガイドラインは通所者に公開及び説明し、常に確認できるよう事業所内に掲示する。

※ 各ガイドラインは明文化し、全職員が確認できるよう掲示板で公開する。

※ 本ガイドライン及び各ガイドラインは新型コロナウイルスの感染状況、国、文科省、法務省、新潟県、新潟市等の指導、指示等に応じて随時変更する場合がある。

2. 感染防止に関する対策

(1) 学園職員・施設

- ・ 出勤前の検温
- ・ 施設の換気（施設内の換気扇は常にON／1時間毎に開窓し10分間程度の喚起を行う）
- ・ 勤務中（施設内）のマスク着用（義務化）
- ・ 勤務中の除菌（各自入退室時：各施設に設置の除菌剤使用）
 - ・ ・ 除菌スプレー等による除菌

次亜塩素酸スプレー	施設設備 机・椅子・電話・ドアノブ 電灯スイッチ・エアコンパネル エレベータ内・ その他の人的接触箇所	施設使用者、最終施錠者 除菌後に管理表記入
アルコールスプレー	手指ほか	各自

- ・ 会議、打合わせ等の実施に当たっては、ソーシャルディスタンスを保てる環境を設定する。
- ・ 来校者の対応
 - ・ ・ インターホン呼び出し後の受付は、担当者が1階ロビーで行う。
 - ・ ・ 入館が必要な場合は、来校者の検温、手指の除菌、マスク着用、入館証記入（感染防止対策様式）を徹底する。
 - ・ ・ 入館範囲は、1階：101・102教室に限る。
 （清掃、事務機器保守、契約業務の遂行に入館が必要な契約者（業者）を除く）

- ・ 業務上の飲食を伴う会合等の開催及び出席を原則禁止
(必要性、趣旨、開催の環境等を総合的に判断し学園長が認めた場合は可とする。)
- ・ 業務上の不特定多数が参加する会合等への出席を原則禁止
(必要性、趣旨、開催の環境等を総合的に判断し学園長が認めた場合は可とする。)
- ・ 日本国内の出張は必要性(緊急度合)を十分に考慮し計画的に実施を申請し認可を得て実行する。
特に「新型コロナウイルス感染要注意地域」(別表1)への出張については、所属長は出張申請の内容、出張中の行動予定(訪問先等)を十分に確認し学園長の承認を得ること。
また、出張者本人は、出張中の感染対策に十分に留意するとともに、出張先に於いても本ガイドラインを遵守した行動を徹底し、帰着後速やかに所属長に状況報告を行うこと。
- ・ 日本国外への出張は禁止する。
- ・ プライベートでの「新型コロナウイルス感染要注意地域」(別表1)への往来の自粛
- ・ 厚生労働省より提供されている「接触確認アプリ」を各自のスマートフォンにダウンロードし陽性者との接触状況を確認出来るように対応することを推奨する。
「接触確認アプリ」または他の確認方法により、本人または家族等に陽性者との濃厚接触の事実が確認された場合には、速やかに所属長に報告する。

3. 情報の周知・公開

～ 省略 ～

4. 新潟県が発出する警報レベルに対応した学園対応

新潟県及び全国の新型コロナウイルス感染拡大状況に応じて新潟県が発令する警報レベルに対応する学園の活動範囲と内容については、「新型コロナウイルス感染拡大に伴い新潟県が発出する警報レベルに対する学園対応基準」(別表2)に基づき、責任者会議において学園の活動、個別の業務推進状況を確認・審議のうえ学園長が決定する。

本ガイドライン(V7.0)は2020年12月17日付けで新潟県が発令した「警報」に対応し、同日、新潟県から発信された「警報発令に伴うお願い」に基づき運用する。

以上

別表 1

「新型コロナウイルス感染要注意地域」

全ての都道府県

別表 2

「新型コロナウイルス感染拡大に伴い新潟県が発出する警報レベルに対する学園対応基準」

		注意報	警報	さらなる警報
新潟県	緊急事態宣言	注意喚起を実施 県民に対する 自粛・休業要請は しない	宣言する	対策を効果的なもの とするため、 感染拡大の状況や速 度などを踏まえ、 それに合わせた対策 を柔軟に実施
	休業要請		基本的に要請しない	
	不要不急の外出自粛		要請する	
	遊興施設の利用自粛		要請する	
	接待を伴う飲食店の利用自粛		要請する	
	小中学校の休校		基本的に要請しない	
	高等学校の休校		休校を検討する	
学園	授業	注意喚起を実施制限 等は実施しない	オンライン実施可能な授業を実施	休校
	学生		自宅にてオンライン授業を受講。 ただしオンライン環境がない場合、 時間指定で学校にて 受講 (フロア人数制限)	不要不急の外出自粛 を指示
	職員		時差出勤 飲食店利用自粛 遊興施設利用自粛 不要不急の 外出自粛指示	テレワーク (在宅勤務) 不要不急の外出自粛 指示
	学校		オンライン環境 利用のみ登校可	休校
	らぼらほ		オンライン講座を 実施	営業休止

以上